

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「芦田均記念館」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：芦田均記念館 所在地：福知山市字宮 36 番地 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（3 年間） 所管部署：地域振興部 文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7033
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。(指定管理者制度での管理運営を継続、非公募で対応)
指導等内容	<ul style="list-style-type: none">① 自主事業の成果もあり、直近の 6 年間では約 1000 人の増加が見られるものの、来場者数を増加させないことには喫茶収入等にも繋がらないため、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用し、喫茶メニュー等含めて紹介を行うなど、集客強化に努めること。② 財政効率を含めた施設の効率的な運営の実施と施設の特性と魅力を活かした利用が増えるよう、評価指標の目標設定を行うこと。また基本協定書にもその旨反映し締結すること。③ 来館者の時間帯や施設に対する要望等を調査・分析し、より効果的・効率的な人の配置や施設の運営を検討すること。④ 芦田均元首相の認知度調査を行い、認知度アップのために、調査結果にリンクした取り組みを実施すること。⑤ 義務教育機関との連携や、施設概要資料等をマンガで作成するなど、子ども向けに発信する取り組みや、図書館とコラボレートし、芦田均元首相に関する文献のフェアやコーナー設置を行うなど、広く住民に認知いただける仕組みを検討すること。⑥ 芦田均元首相個人だけではなく、時代背景や文化、地域などとリンクさせた企画・事業の実施を検討すること。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「新町文化センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：新町文化センター 所在地：福知山市下新 32 番地 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（2 年間） 所管部署：地域振興部 文化・スポーツ振興課 電話番号 0773-24-7033
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (現指定管理者による指定期間の延長 (2 年間) で対応)
指導等内容	<p>① 平成 30 年度策定予定の文化芸術振興基本方針 (※) において、文化施設のあり方の方向性が示され、平成 31 年度中に本施設の方針を決定するため、募集は行わず、2 年間に限り期間延長で対応すること。</p> <p>② 当該建物については竣工後約 70 年が経過しており、老朽化が進み且つ非耐震建物であることから、期間延長を行う 2 年間においては、積極的な集客や活用は控え、安全面に十分な配慮を行った上で、指定管理の運営に努めること。</p> <p>③ 2 年後には新町文化センターは廃止とすること。 (延長期間終了後は、新町文化センターが設置されている建物の使用は認めない。)</p> <p>※文化芸術振興基本方針 福知山市において、文化芸術の推進体制の整備及び市民協働の手法、文化施設のあり方の検討等、“文化を活かしたまちづくり”を実践し、地域の魅力の継承と発信、心の豊かさの創造を進めることを目的として策定する。</p>

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「教育集会所」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：教育集会所（一ノ宮、上小田、新庄、東掘 計4施設） 所在地：〔一ノ宮〕 福知山市一ノ宮 921 〔上小田〕 福知山市上小田 570 〔新 庄〕 福知山市新庄 347-1 〔東 掘〕 福知山市東掘 2077-1 指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 所管部署：教育委員会 生涯学習課 電話番号 0773-24-7064
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。（指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応）
指導等内容	<ul style="list-style-type: none">① 評価指標については、人権啓発活動の実施回数等を評価項目とするのではなく、本来の目的である人権啓発の活動の成果や広く啓発する活動自体の評価指標を掲げるなど工夫した目標を積極的に取り入れること。② 各教育集会所の特徴や地域住民の意向を十分考慮し、その地域で人権教育や人権啓発を行う担い手やリーダーの養成等を含めて、施設のよりよいあり方を実現できるように努めること。③ 築 30 年を経過し、老朽化する施設も増えてきていることから、更新時期に合わせて地域住民の意向を考慮しながら施設のあり方を検討すること。